

令和3年度事業計画

1 基本方針

高齢社会白書（令和2年度）によると、我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、総人口に占める65歳以上人口の割合は昭和25年には5%に満たなかったが、現在その割合は28.4%となっております。又、総人口が減少する中で65歳以上の人口が増加することにより、高齢化率は年々上昇を続け令和18年に33.3%（3人に1人）となることが推計されております。

我が国において、人口減少、少子高齢化が進展し、人生百年時代を迎えた今、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現が求められています。

センターは、就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実や健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減に貢献し、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしております。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて日本及び世界経済は大幅なマイナス成長となっており、新型コロナウイルスの感染再拡大を巡る不確実性は依然として大きい状況であります。感染再拡大の懸念が残っている間は、経済活動にある程度の制限がかかり続けるため、景気の先行きを見通すことが困難な状況が続いております。

センターを取り巻く状況においては、国が推し進めている働き方改革や年金支給開始年齢の更なる引上げなどにより、高年齢者の常用雇用者の増加により、センターへの新規入会者の減少と会員の高年齢化が顕著になってきています。

更に新型コロナウイルスの影響により発注先企業からの会員引上げにより、就業機会が喪失し事業実績が縮小しております。

そうした状況を克服すべく「就業機会の確保」を最重要課題とし、併せて「会員の拡大」を図るために、下記の事業実施計画を遂行し、コロナ後に生ずる社会・経済構造の変化に伴う需要構造の変化に対応するよう役職員一丸となって事業を推進してまいります。

2 事業実施計画

I 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業について

(1) 就業機会の確保及び提供について

ア 新型コロナウイルスの感染による影響が経済全体に幅広く及んでいる中、就業機会の拡大は、会員の入会促進と両輪で事業の根幹をなすものであり、受注業務の拡大を図るために、チラシやパンフレットを活用し、職員及び就業開拓推進員が一体となり、新規事業所へ訪問活動を実施し受注先の確保に努める。

- イ 既存の発注先に対して、定期的なフォローアップを通じて既存契約の維持に努めると共に、新規にセンターで引き受けることが出来そうな仕事の確認に努め、就業機会の拡大を図る。
- ウ 公平な就業機会の確保に向けてワークシェアリングを実施し、未就業会員や新入会員への就業意思の確認を通じて仕事の提供に努め、長くセンター会員として活躍できる人材の確保を目指すと共に退会抑制を図る。
- エ 会員の平均年齢の上昇に伴い、高年齢の会員でも取り組める軽易な就業の確保に努める。

(2) 労働者派遣事業について

- ア 労働者派遣事業は、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」として国の補助事業の重点分野として位置づけされており、新規及び既存就業先への積極的な営業活動を通じて、コロナ禍で減少した事業実績を回復させる。
- イ 産業医及び派遣就業会員で構成される衛生委員会を通じて、労働安全対策や熱中症やインフルエンザなど衛生対策を講ずる。

(3) 有料職業紹介事業について

- ア 臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の直接雇用を希望する企業に対し、有料の職業紹介事業を行う。

II 就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習について

- ア 後継者不足が懸念される外作業を中心とした職群班ごとの講習会を開催し、後継者育成及び会員相互の技能・技術の資質向上を図り、発注者の要望に応えられる技能と体制づくりを目指す。
- イ 県連合会をはじめとした各種関連団体の技術講習会に積極的に参加し就業先からの信頼が高められるよう、会員の資質の向上に努める。
- ウ 消防署と連携し、普通救命講習会の開催を通じてAEDによる処置方法など就業先や家庭での万が一に備えた知識や技能の向上を目指す。

III 就業に関する調査研究及び相談について

- ア 会員の入会説明会において、センター事業の特色、仕事の内容や就業時のマナー等を詳細に説明し、希望の職種や働き方の相談を通じて会員拡大に努める。
- イ 発注者の要請に適応した事業展開を図るため顧客満足度調査を実施し就業実態に係る調査、センター事業の評価に関する調査などを実施し、その結果を分析しサービス内容の充実や改善に努め、センターの事業運営に反映させる。
- ウ 会員を対象としたアンケート調査を通じてセンターに対する意識調査や要望・意見の把握に努め、今後の事業運営の改善に役立てる。

IV 安全適正就業を推進するための事故防止啓発について

- ア 会員の安全就業においては、機会あるごとに「安全はすべてに優先する」を共通認識として、安全委員会や現場担当者による巡回パトロールを通じて安全な就業の方法等を検討し「事故ゼロ」を目指し、安全意識の高揚を図る。
- イ 夏場の炎天下や非常に暑い場所における就業中の熱中症対策やインフルエンザ対策など会員自身の健康・衛生管理に関する啓発及び注意喚起を徹底する。
- ウ 機械や器具等の安全点検を実施し、計画的に更新を行うなど事故の未然防止に努める。

V センター活動における周知について

- ア センター会員による配偶者や友人・知人等の紹介は、確実な会員増強手段となるため、会員一人紹介運動の継続展開を図る。
- イ 就業開拓推進員による普及啓発チラシの町内全戸配布及び年2回発行する機関誌「きんもくせい」の広報おおぐちへの折込み、ホームページを定期的に更新し、センターの事業内容や就業情報、注意喚起等を分かり易く発信し、就業機会の確保及び会員拡大を図る。
- ウ 10月の普及啓発促進月間における地域貢献活動や大口町や各種団体が行う行事に積極的に参加し、センターの普及啓発に努める。

VI センターの目的を達成するために必要な事業について

- ア 事務処理が複雑化する中で、職員の事務分掌の明確化及び効率化を図ると共に、事務局職員としての企画力や判断力をはじめとした資質の向上に努め、多能工化及び作業マニュアルの平準化に努める。
- イ センターが公益社団法人として健全な事業運営を行うために法令遵守と内部統制を図り、様々な環境変化に対応できるよう事務局機能の向上及びコンプライアンスの徹底を図る。
- ウ 消費税のインボイス制度の動向を注視し、適正な事業運営が図れるように情報収集に努める。